

パブリック・コメント制度で

市民のみなさん
のお声を、お聴
かせください。

募集期間 平成30年
2月1日（木）から
3月2日（金）まで

パブリック・コメント制度は、
市が計画や条例を策定するときに、市民の皆さんから
広くご意見をお聴きし、一緒に考え、決めていこう
という制度です。（宝塚市市民パブリック・コメント条例）

みんなで考えよう「ごみ」のこと！

宝塚市では、

一般廃棄物処理基本計画に関すること

について、市民のみなさんからのご意見
を募集しています。



（お問合せ先）
〒665-0827 宝塚市小浜1丁目2番15号
宝塚市役所 環境部 クリーンセンター 管理課
Tel 0797-87-4844 Fax 0797-81-1141



宝塚市一般廃棄物処理基本計画(案)への意見募集について

1 宝塚市一般廃棄物処理基本計画とは

行政区域内(宝塚市)で発生する一般廃棄物の適正処理に関する10年間の計画を廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき定めるもので、概ね5年ごとに見直すこととなっています。

2 宝塚市一般廃棄物処理基本計画(案)策定の経過

この計画(案)の策定にあたり、平成29年(2017年)5月、市廃棄物減量等推進審議会に計画策定に関し諮問し、知識経験者、公共的団体代表、事業者代表、公募による市民の合計17人の委員で5回の審議が行われました。

3 宝塚市一般廃棄物処理基本計画(案)のポイント

①趣旨・目的・背景

本市では、平成25年(2013年)3月に現計画を改定しましたが、計画策定後の地球温暖化問題に対する社会状況の変化やごみ減量政策の進展に伴う市民意識の変化を踏まえて、計画期間及びごみ減量化の目標数値等を見直す必要があることなどから、基本計画を改定します。

②考え方・論点

今回の計画では、収集方法の変更などから「ごみの総量」から「燃やすごみ量」の削減に目標を変えています。

主な変更点

家庭系ごみ総量	5%削減	→	家庭系燃やすごみ量	5%削減
事業系ごみ総量	10%削減	→	事業系燃やすごみ量	10%削減
(新規)		→	し尿処理計画	

4 意見募集の目的

宝塚市一般廃棄物処理基本計画(案)策定の趣旨や内容等について、広く公表し、計画(案)に市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ① 宝塚市一般廃棄物処理基本計画(案)に対する意見募集
- ② 宝塚市一般廃棄物処理基本計画(案)の概要
- ③ 宝塚市一般廃棄物処理基本計画(案)

5 宝塚市一般廃棄物処理基本計画（案）の公表方法について

市ホームページ（<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>）の環境部クリーンセンター管理課のページのほか、市役所・環境政策課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション及び管理課で公表しています。

6 意見の募集期間

平成30年（2018年）2月1日（木）から平成30年（2018年）3月2日（金）まで

7 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入し、案に関する意見を記載して提出してください。なお、別の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目（氏名、住所、電話番号等）すべてを明記してください。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所（全般もしくは特定部分）が分かるように記載してください。

提出方法は、クリーンセンター管理課へ持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。郵送の場合も、期間内必着とします。

ただし、電話などによる口頭での意見提出はできません。

8 提出先・問い合わせ先

〒665-0827 宝塚市小浜1丁目2番15号 クリーンセンター管理課

電話番号 0797-87-4844

ファクシミリ 0797-81-1941

電子メールアドレス m-takarazuka0042@city.takarazuka.lg.jp

（市役所庁舎内ではありませんので、ご注意ください。）

9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表しません。提出いただいた意見（パブリック・コメント）については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、市役所環境政策課（1階）、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション及び管理課で配布します。

なお、提出いただいた意見に対し個別の回答はしませんのでご了承ください。

10. 個人情報等の取扱いについて

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一使用、提供しません。



宝塚市一般廃棄物処理基本計画（案）に対する意見

○氏名または名称 _____

○住所または所在地 _____

※ 住所が市外の場合は、次のうち該当するものにチェックを入れてください。

市内在勤 市内在学 その他

○連絡先(電話番号) _____ (メールアドレス) _____

※ 上記の記述がないものや正確に記載されていない場合は受付できません。

※ この枠内の情報は公表しません。また、上記の個人情報につきましては、厳正に保管し、他の目的に使用、提供しません。

【意見】

※ 該当する項目を選んでください。

宝塚市一般廃棄物処理基本計画（案）の全般に関すること

特定の部分に関すること

_____ページの_____行目からの部分

※用紙が足りない場合は、お手数ですが、コピーしていただきますようお願いします。

その場合、2枚目以降は、氏名のみご記入ください。

【意見締切り】平成30年（2018年） 3月 2日（金）必着

【お問い合わせ・提出先】宝塚市役所 環境部 クリーンセンター 管理課

〒665-0827 宝塚市小浜1丁目2番15号 (管理課は、市役所庁舎外ですのでご注意ください。)

TEL 0797-87-4844 FAX 0797-81-1941

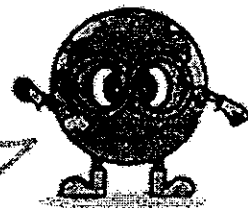
電子メール m-takarazuka0042@city.takarazuka.lg.jp



宝塚市一般廃棄物処理基本計画（概要版）

【基本方針】

環境への負荷が少ない循環型社会の構築
～キャッチフレーズ（HP等で募集しています）～



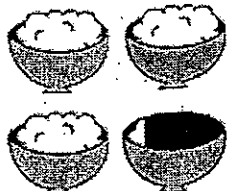
シンボルキャラクター
「あーすちゃん」

計画の目標～燃やすごみの減量～

◆家庭系燃やすごみの減量目標（2015年度→2027年度）

（例）
市民1人1日
平均排出量
＜約432g＞

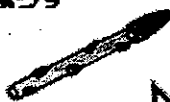
お茶碗3杯と1/7杯分
（1杯当たり約140g）



お茶碗1/7杯分
減らす



アスパラ1本分
減らす



市民1日1人約20gの減量

5%削減

お茶碗3杯分
（1杯当たり約140g）



市民1人1日
目標平均排出量
＜約411g＞

◆事業系燃やすごみの減量目標（2015年度→2027年度）

（例）
市民1人1日
平均排出量
＜約185g＞

A4のOA用紙
（1枚当たり4g）

46枚



A4のOA用紙

5枚を減らす



市民1日1人約20gの減量

10%削減

A4のOA用紙
（1枚当たり4g）

41枚



市民1人1日目標平均
排出量＜約166g＞

燃やすごみを減らすには、どうすればいいの？

☆ 燃やすごみを減量するには

- ① “余分なものは買わず、ごみを作らない！！”
- ② “生ごみの水切り！！”
- ③ “事業者は、紙などを資源化し、ごみの減量！！”

燃やすごみを減量しないと、どうなるの？

処理できないごみは、民間処理施設などで委託処理する必要があるので、

年間約2億円も余分な経費がかかってしまう！！

※詳細につきましては、裏面にあります「コラム」をご覧ください。

現状

①ごみの排出量

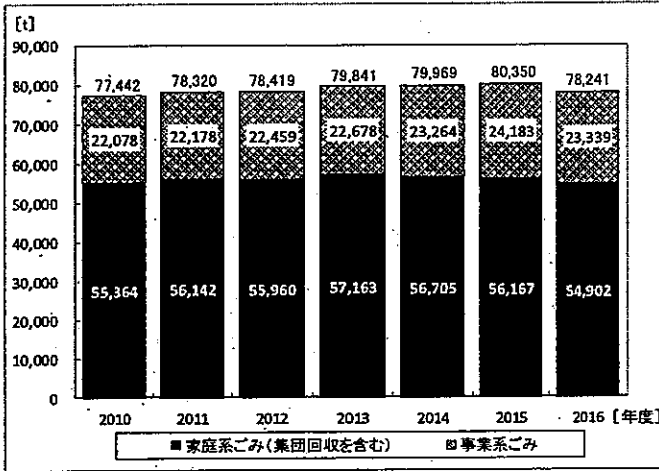
- ・家庭系ごみの排出量は、年間 55,300～57,200 t の間を推移している。
- ・事業系ごみの排出量は、年間 22,000～24,200 t の間を推移している。
- ・総ごみの排出量は、おおむね横ばい傾向にある。

②焼却処理量

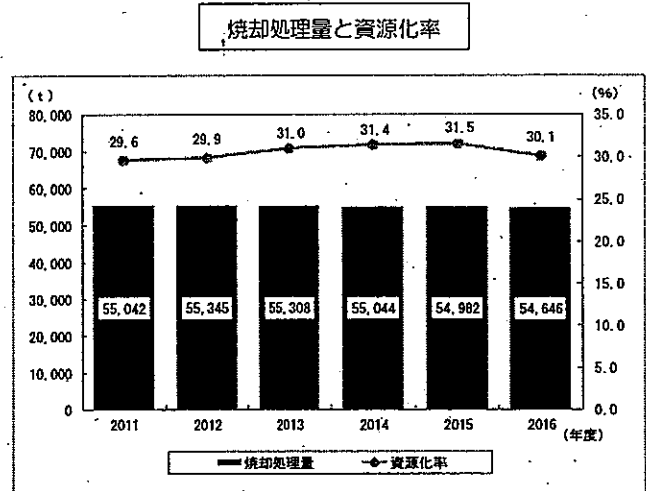
- ・焼却処理量は、若干減少傾向にある。

③資源化率

- ・資源化率は、高い水準で推移しており、横ばい傾向にある。



ごみ排出量の推移



実績値の推移、県平均値、国平均値及び類似自治体との比較結果、2017 年度までの取り組みの状況等を踏まえて、以下に課題を示す。

①ごみの発生抑制の推進

②ごみの資源化の推進

③事業者責任の徹底、指導の強化

④分別排出の徹底

⑤適正処理困難物等の排出方法等の検討

⑥安全・安定した処理の継続

⑦最終処分量の削減の推進

「環境への負荷が少ない循環型社会の構築」を目指して、様々な施策を推進している。

【減量化・資源化計画】

1. 市民・事業者・行政のパートナーシップづくり

- ① 廃棄物減量等推進員制度の充実、活用【継続】
- ② 出前講座等の活用【継続】
- ③ 事業者における、ごみ減量化・資源化の推進【新規】

2. 循環型社会形成に向けた人づくり

- ④ 意識啓発のための情報発信【継続】
- ⑤ 啓発活動、環境学習の充実【継続】

3. 家庭・事業系でのごみ減量化・資源化の促進

- ⑥ 家庭における3Rへの取り組みの推進【拡充】
- ⑦ 事業所における3Rへの取り組みの推進【拡充】
- ⑧ 事業系ごみの分別の徹底【継続（重点）】
- ⑨ 処理手数料の見直しの調査研究【継続】
- ⑩ 先進都市の取り組みの調査研究【継続】
- ⑪ 国、製造・流通事業者への要請【継続】

【適正処理計画】

1. 収集運搬計画

- ⑫ 安定、確実な収集の実施【継続】
- ⑬ 福祉収集（きずな収集）の充実【継続】
- ⑭ 分別排出の徹底【継続】

2. 中間処理計画

- ⑮ 適正処理の推進【継続】
- ⑯ 新ごみ処理施設の整備促進【重点】

3. 最終処分計画

- ⑰ 最終処分場の広域的・安定的確保【継続】

4. 適正処理困難物、有害廃棄物等対策計画

- ⑱ 適正処理困難物、有害廃棄物等の適正管理・処理【継続】
- ⑲ 環境美化の推進、不法投棄の防止【継続】

【災害ごみの処理計画】

1. 災害対策の推進

- ⑳ 災害廃棄物処理計画の策定【新規】
- ㉑ 連絡体制の確立【継続】
- ㉒ 支援・連携体制の確立【継続】
- ㉓ 災害に強い廃棄物処理施設づくり【継続】
- ㉔ 災害廃棄物の適正処理体制づくり【継続】

～コラム～

『燃やすごみを減量できないと、年間約2億円も余 分な経費がかかってしまうかもしれません！！』

新たなごみ処理施設は、燃やすごみを計画どおり減量することを前提に処理量を設定しているため、現状のまま、ごみ量が推移したときには、ごみがあふれてしまい、処理ができなくなってしまいます。処理できなくなる量は、2027年度で年間約4,000トンと試算されます。

この処理できないごみは、民間の処理施設などで委託処理する必要があり、その経費は、年間約2億円もかかってしまいます。

新ごみ処理施設建設には莫大な費用がかかります。できるだけ小さな施設にし、また、余分な処理費を使わないためには、計画の減量目標を達成しなければなりません！

そのために、市民の皆さんや事業者の方一人ひとりの計画へのご協力と日々の努力が必要です。

※処理委託経費：4,000t/年×50,000円/t（想定）＝2億円/年



「一般廃棄物処理基本計画」とは

『一般廃棄物処理基本計画』とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定により義務づけられている一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める計画で、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものである。

計画策定を目的とし、本計画期間（2018年度～2027年度）と目標年次（2027年度）を定め、取り組んでいく。

編集・発行 宝塚市 環境部 クリーンセンター管理課
〒665-0827 兵庫県宝塚市小浜 1-2-15
TEL：0797-87-4844

